

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月8日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究（c）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520634

研究課題名（和文） セクシャル・マイノリティと戦後イギリス社会の変容

研究課題名（英文） Sexual Minority and Social Change in Post-war Britain

研究代表者

市橋 秀夫（ICHIHASHI HIDEO）

埼玉大学・教養学部・教授

研究者番号：70282415

研究成果の概要（和文）：

1967年の性犯罪法改革以降1990年代までの戦後イギリス社会において、男性同性愛者というセクシャル・マイノリティの受容・承認は進展した。しかし、その過程は戦後イギリス社会の多文化化という社会変容の過程におとなしく収まる一側面というわけではなかった。宗教的視点から検討してみると、イギリス国内における多様なセクシュアリティの許容・承認は、増大する非キリスト教移民や新たな原理主義的キリスト教信仰に受け入れられたわけではなかった。また、法制面での1967年以降の改革をみても、イギリスの政治文化のヨーロッパへの統合（司法の統合）が進むことで、イギリス国内のセクシャル・マイノリティの多様性が確保されていったことも明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

Since the homosexual law reform of 1967, male homosexuality was gradually accepted in Britain. However, its process was not easily wrapped into a happy story in which a new multicultural society was born. For example, from a religious point of view, immigrants from non-Christian worlds, as well as fundamental Christians, would not tolerate sexual minorities such as male homosexual. Further, quite a few post-1967 homosexual law reforms were made possible only after the European judicial courts intervened.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学、西洋史

キーワード：イギリス、戦後社会、セクシャル・マイノリティ、価値規範、多文化社会、社会変化

1. 研究開始当初の背景

イギリスにおけるセクシュアリティをめぐる歴史研究は、1970年代以降広がりを見せ、

歴史研究の一分野としてほどなく認知されるに至っていた。その背景には、60年代からの公民権運動やフェミニズム運動の高まりを受

けた、セクシャル・マイノリティ当事者による権利獲得運動の進展があったし、歴史研究においても社会史や女性史に関する研究成果が蓄積される中で、少数派の歴史的経験を対象とした研究が進んでいったという事情があった。

本研究が特に焦点を当てようとするのは、第二次大戦後のイギリスにおける男性同性愛者というセクシャル・マイノリティであったが、この分野の歴史研究は、男性同性愛行為の一部を合法化した1967年性犯罪法の成立以降に次第に増えていた。代表的な概説的研究としては、この分野の第一人者であるJ・ウィークスの『カミング・アウト』(1977) および『性と政治と社会』(1989)から最近作のM・クック編『イギリスのゲイの歴史』(2007)などがあった。研究対象とする時期を第二次大戦後に限定してみると、上記文献のほか、議会における同性愛問題の議論と法改革の過程を扱ったS・ジェフリー＝プルター『貴族議員とクイアーと下院議員：1950年から現在までの同性愛法改革』(1991)や、おもに60年代までの男性同性愛者迫害の歴史を検討したP・ヒギンズ『異性愛の独裁：戦後イギリスにおける同性愛』(1996)、80年代以降のエイズの歴史を扱ったV・ベリッチ『英国におけるエイズ』(1996)などの先駆的成果があった。また、運動の当事者による回想録的な歴史叙述であるA・グレイ『正義の探求』(1992)や、J・ウィークス、K・ポーター編『法／行動の行間を読む：男性同性愛者の人生1885-1967年』(1998)のようなオーラル・ヒストリー史料集など、史料価値の高い文献もすでいくつか活字化されていた。

しかし、第二次大戦前期とは対照的に、第二次大戦後のイギリスを対象とする概説的・通史的な歴史叙述を超えた実証的モノグラフィーは、意外にも少ない。M・ウェイツ「セクシャル리티の規制：合意年齢、28条項、性教育」『議会問題』54巻(2001)、495-508頁や、M・キング「同性愛診断を放棄する：それはイギリスの同性愛者の運命を変えたのか？」『オーストラリア・ニュージーランド精神医療誌』37巻(2003)、684-88頁など、法制面や医療面から扱ったものはいくつか見られるものの、歴史家による社会的な視点から検討を加えたモノグラフィーはほとんど見当たらない状況にあった。そして日本国内においては、イギリスの男性同性愛の歴史に関する学術研究は、時代区分に関係なく、ほとんど未開拓の状況にあった。(※上記引用文献はいずれも未邦訳である)

2. 研究の目的

本研究では、1967年の法改革以降、男性同性愛者に対するイギリス社会の態度がどの程度変化したのか、あるいは変化しなかったのか、またその変化のあり方に見られる諸特徴は何であるのかを明らかにすることが目的である。その際にとりわけ注視して検討していくべき領域として、(1)「政権党の政策と法改革の動向」、(2)「教会および医学界の動向」、(3)「当事者団体の動向」、(4)「メディアおよび国民世論の動向」という4つの柱を立ててみた。それぞれの動向を、70年代、80年代(サッチャー政権下)、90年代というおおまかな時代区分において検討しつぎ合わせることによって、時代ごとにイギリス社会が男性同性愛者というセクシャル・マイノリティをどう位置づけてきたのか、またそのように位置づけることになった理由は何であったのかを、各種一次史料に基づいて実証的に明らかにしたい。この歴史的検討は、こんにちのEUの理念に見られるような、多様性を民主主義的な社会の重要な基盤と見なすいわゆる多元的社会・多文化社会が、イギリスにおいてどのような過程を経て根付いてきたのかを検証する作業ともなる。

3. 研究の方法

(1)「政権党の政策と法改革の動向」、(2)「教会および医学界の動向」、(3)「当事者団体の動向」、(4)「メディアおよび国民世論の動向」の4つの領域に分け、それぞれの史料収集・整理・分析を、研究年度ごとに進めていく計画である。研究方法は、オーソドックスに、広範囲な一次史料の渉猟にもとづいておこなう。とりわけ、まだ十分に活用されていないロンドン・スクール・オブ・エコノミクス図書館に所蔵されている同性愛法改革団体の関連史料を当事者団体側の中心史料として、またブリティッシュ・ライブラリーのサウンド・アーカイヴズなど所蔵のオーラル・ヒストリー史料(聞き書き史料)を利用する。

4. 研究成果

(1)「政権党の政策と法改革の動向」

政権党の政策については、政府や内務省発行の公文書、イギリス国立公文書館所蔵の各種文書史料を収集・検討した。法改革の動向については、議会議事録を検討対象とした。検討の結果、以下のような特徴を明らかにすることができた。

1967年の性犯罪法改革では、21歳以上の合意ある成人男性間の私的空間における同性愛行為が刑事罰の対象から外された。ただし、その改革はイングランドとウェールズのみを対象とし、軍隊や商船なども適用外とされていた。1967年以降の法改革は、合意年齢

の引き下げと適用対象範囲の拡大という二面で進行したが、その論争は差別撤廃という観点と未成年者の保護という観点でなされ、もはや1967年以前のような道徳論的観点からの議論は背景に退くようになっていたことが確認できた。

また、保守党は法改革に消極的、労働党や自由党は積極的という一般的な傾向は1967年以降も認められる。たとえば1970年代末に本格化する合意年齢引き下げの議論は、74-76年に再び内務大臣の任にあったロイ・ジェンキンスのイニシアティブがあって政府内での検討が始まったものであった。ジェンキンスは、労働党議員で1967年の法改革当時も内務大臣として改革を主導した人物であった。そして、80年代のサッチャー保守党政権は同性愛者などセクシャル・マイノリティにきわめて不寛容な政策と姿勢をとったこともよく知られている。しかしながら、同性愛をめぐる連携と対立の線は所属政党を横切るものであり続けた。たとえば、1994年に合意年齢の引き下げが議会で議論された際に最も急進的な修正動議（異性愛同様の16歳に合意年齢を引き下げるという提案）を提出したのは保守党のエドウィナ・カリーであった。

80年代にはスコットランドとアイルランドも法改革がなされ、英国全土でほぼ同様の男性同性愛の法制がしかれることとなった。その際に注目すべきことは、アイルランドでの法改革は、ヨーロッパ人権裁判所での判決を受けて実施に移されたものであった点である。その後も、イギリスの男性同性愛者を対象とした性犯罪法は、軍隊における同性愛者に対する法律上・内規上の差別も含めて、ヨーロッパ司法による違法判決を受けて徐々に撤廃へと追い込まれたといえ、いわゆるEU参加問題は同性愛者に対する犯罪法の変容にもきわめて大きな役割を果たしたことが確認できた。政権党は、保守、労働党とも法改革には消極的で慎重な態度を崩さなかった。1990年代半ばに合意年齢の18歳への引き下げや軍隊での同性愛行為の非刑事罰化が達成されたが、それらはヨーロッパの司法判断があつてはじめて可能になったといえるのである。

(2)「教会および医学界の動向」

教会の動向については各種パンフレット類と新聞を、医学界の動向については主として英国医師会の『ブリティッシュ・メディカル・ジャーナル』を検討した。

イングランド国教会はいち早く同性愛者に対する理解を示していたが、同性愛行為そのものを承認することはなかった。それは1990年代に入っても変わらなかった点である。伝統的なプロテスタント諸派もおおむね寛容な態度を示してきた。福音主義系のキリ

スト教会は逆に、合意年齢の引き下げ時にも、熱心に反対運動を展開した。90年代においても、カトリック教会、ユダヤ教会、イスラム教会は、同性愛者も同性愛行為も承認していない。これらの錯綜した動向が含意することの一つとして、増大する非キリスト教系移民のイギリス社会における受容は、同性愛という観点からは必ずしも多文化化の進行を意味しないことがわかる。80年代にHIV問題が大きく社会問題化した際にも、宗教的反対の声が強くなった。

医学界は1970年代に同性愛は病気ではないことが広く承認され、それ以来、たとえば法改革などにおいて医学界の見解が必要とされる度合いは著しく減少していったことがわかった。80年代以降のHIV問題では医学界が同性愛行為の危険性を主張するような場面もあったが、それにたいしては同業者からの批判も出され、異性愛の場合と同じように同性愛においても、性の志向と健康は両立するものであるとする見解が根付いていったといえよう。

(3)「当事者団体の動向」

当事者団体については、各種パンフレット、当事者団体が運営するウェブサイト、オーラル・ヒストリー史料などを利用して検討を行なった。

1967年の法改革以降、当事者団体があいついで設立され、当事者による同性愛差別撤廃運動が展開された。本研究でとくに成果があったと思われるのは、ブリティッシュ・ライブラリーのサウンド・アーカイヴズ所蔵の証言記録史料の利用である。200件を超える証言記録は、同性愛者の多様性を示すものだが、集合的な運動の重要性と、制度改革の重要性を示唆するものでもある。たとえば、同性愛者は労働組合運動においても差別撤廃の取り組みを行なったが、そこでは労働運動内に残っていた差別撤廃が、当事者グループの結成とそこからの提案による組合理念・組合規約の変更要求の運動の中で次第に獲得されていったものであることが示されている。1967年以降も、法律や制度の改革が、引き続き同性愛者のエンパワーメントにとって重要であったことが、近年の研究動向の方向とは逆に、再確認されたといえる。

(4)「メディアおよび国民世論の動向」

メディアについては、大衆新聞などの検討が十分でなく、十分な調査研究を行うことができていない状況にある。先行研究などでは、同性愛に理解を示す『タイムズ』紙や『ガーディアン』紙など高級紙は多くあるものの、『サン』紙や『ニューズ・オブ・ザ・ワールド』などの大衆紙では、同性愛嫌悪ともいべき報道姿勢が90年代においても根強くみられることが指摘されている。一方、国民世論の動向については、各種の世論調査などを

利用して検討した。そこからは、メディアの差別的な報道の持続にもかかわらず、1967年以降、世論は同性愛承認の方向へ着実に移動してきていることが分かった。テレビドラマなどの動向からもその傾向は確認できるものである。

以上、4つの領域に分け、それぞれ成果をまとめた。1990年代までの戦後イギリス社会において、男性同性愛者の社会的位置づけが確実に変化してきたことは確認された。男性同性愛者というセクシャル・マイノリティの受容・承認は進展してきたのである。しかし、その過程は戦後イギリス社会の多文化化という社会変容の過程におとなしく収まる一側面というわけではなかった。宗教的視点から検討してみると、イギリス国内における多様なセクシュアリティの許容・承認は、増大する非キリスト教移民や新たな原理主義的キリスト教信仰に受け入れられたわけではなかった。また、法制面での1967年以降の改革をみても、イギリスの政治文化のヨーロッパへの統合（司法の統合）が進むことで、イギリス国内のセクシャル・マイノリティの多様性が確保されていったことも明らかになった。つまり、セクシャル・マイノリティの受容はイギリス戦後社会の多文化化に貢献したのではないかという当初の仮説は、単純には承認できないものであることが明らかになったのである。

以上のような多文化化との関連での史的考察は、本研究の特色であり、国内外の研究でこの点に着目して総合的に論じた研究はなお存在していないと思われる。今後は、この点の考察をさらに深め、学会報告や論文などのかたちで公表していく作業を急ぎたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

① 市橋秀夫、私的自由の境界—戦間期イギリスにおける同性愛犯罪法改正論議(中)、埼玉大学紀要 教養学部、査読無、第46巻、第1号、2010年、1-30。

[図書] (計2件)

① 市橋秀夫、戦後社会の模索、木畑洋一・秋田茂編、近代イギリスの歴史 16世紀から現代まで、ミネルヴァ書房、2011年、第7章、161-88。

② 市橋秀夫、ニュー・カルチャーの誕生?—1960年代文化の再考—、井野瀬久美恵編、イギリス文化史、昭和堂、2010年、第14章、275-91。

[その他]

ホームページ等

<http://www.postwarsociety.com/> 研-究/イギリス近現代史/セクシャル-マイノリティの社会史/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

市橋 秀夫 (ICHIHASHI HIDEO)

埼玉大学・教養学部・教授

研究者番号：70282415

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：